



かっぱ新聞

第 115 号

令和 6 年 10 月 吉日

訪問介護は 11 月提供分より、訪問看護（医療保険）は 10 月提供分より下記要件の適用が開始されます。11 月以降の請求時はご注意ください。

【訪問介護】

今年度の改正で同一建物減算の 12%減算が新設されました。前期においては令和 6 年 4 月から 9 月末までを判定期間とし、減算適用は令和 6 年 11 月 1 日からとなります。12%減算に該当する事業所様はご注意ください。

<同一建物減算の要件>

減算種類	要件
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②及び④)に該当する場合を除く
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり 50 人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり 20 人以上の場合)
④12%減算 (新設)	正当な理由なく、事業所において、前 6 月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②)に該当する場合を除くに提供されたものの占める割合が 100 分の 90 以上である場合

<令和 6 年度における 12%減算の判定期間、減算適用期間>

	判定期間	減算適用期間
前期	令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日	令和 6 年 11 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日
後期	令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 2 月 28 日	令和 7 年 4 月 1 日～令和 7 年 9 月 30 日

【訪問看護（医療保険）】

今年度の改正で、訪問看護療養費(月の 2 日目以降の訪問の場合)は訪問看護管理療養費 1 と訪問看護管理療養費 2 が設けられました。令和 6 年 9 月末までは、経過措置として訪問看護療養費 1 の基準を満たさない場合も訪問看護療養費 1 の算定が可能でしたが、令和 6 年 10 月からは経過措置が終了します。11 月請求は 10 月提供分の請求月となるので、訪問看護管理療養費の届出内容と介五郎の登録内容に相違がないかご確認ください。

<訪問看護療養費(月の 2 日目以降の訪問の場合)の算定基準>

訪問看護管理療養費 1	訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者（当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者をいう。以下同じ。）であるものが占める割合が7割未満であって、次のイ又はロに該当するものであること。 イ 特掲診療料の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者であること。及び特掲診療料の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること。 ロ 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF 尺度による判定が 40 以下の利用者の数が月に5人以上であること。
訪問看護管理療養費 2	訪問看護ステーションの利用者のうち、同一建物居住者であるものが占める割合が7割以上であること又は上記のイ若しくはロのいずれにも該当しないこと。

[経過措置] ⇒令和 6 年 9 月 30 日で終了！

令和 6 年 3 月 31 日時点において現に指定訪問看護事業者が、当該指定に係る訪問看護事業を行う事業所については、令和 6 年 9 月 30 日までの間に限り、訪問看護管理療養費 1 の基準に該当するものとみなす。

<介五郎での管理療養費の確認方法> 下記画面で確認ができます。

(利用者台帳 | 医療情報タブ)

(医療看護実績入力 | 「管理療養費/情報/専門」タブ)

実績作成後に利用者台帳で管理療養費を変更した場合は、**台帳読込**で変更した内容の読込が必要です

開発グループ 鶴田 真子

気づけばもう秋ですね。「○○の秋」のフレーズのなかで私が一番好きなのは「食欲の秋」です。秋の食べ物は本当に美味しいですね。その中で一番好きなのは秋刀魚ですが、去年は食わずに秋が終わっていました。今年は秋刀魚が去年より安いそうですね。今年は絶対いただきたいと思います。たっぷりの大根おろしとワタありの秋刀魚！楽しみです。皆様はワタはあり派ですか？なし派ですか？